



必ず両面をお読みください！



総合支援資金貸付期間の延長のご案内

現在、総合支援資金特例貸付を利用し、なおも生活困窮の状況が続く方は、市町の自立相談支援機関でのご相談や継続的な支援を受けることにより、原則3か月までとする貸付期間を最大3か月延長してご利用できる場合があります。

貸付延長の要件

※以下(1)～(4)のすべてが該当すること

- (1)原則の貸付期間の3月目において、引き続き、新型コロナウイルスの影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- (2)生活困窮者自立支援法に基づく市町の自立相談支援機関による支援を受けること
- (3)現在契約している総合支援資金の3月目の送金が、9月15日までの世帯
- (4)生活保護となるおそれのない世帯

手続きの流れ

①延長貸付申込書、②借用書、③状況確認シートの3点をご記入ください。

【※松山市に住民票のある方】

必ず郵送により「松山市社会福祉協議会」へ提出してください。

【※松山市以外に住民票のある方】

お住いの市町社会福祉協議会へ郵送又は来所にてご提出ください。



※記載された内容について、面接や電話等で確認する場合があります。
 ※この時点で貸付以外の他の支援が適当と判断した場合は、お断りする場合があります。
 ※郵送先は、「市町社会福祉協議会連絡先一覧」をご覧ください。

愛媛県社会福祉協議会において審査

貸付決定

送金

貸付不承認

※不承認の理由は開示しません

貸付延長に関する Q&A

Q. 延長貸付の月額はいくらまでですか？

A. 単身世帯は上限15万円、複数世帯は上限20万円です。現在、15万円又は20万円貸し付けている方は、その額を超えることはできません。

Q. 延長貸付は何回できますか？また何か月まで延長ができますか？

A. 1回(3か月以内)までです。

Q. 特例貸付の延長申込みはいつまでですか？

A. 令和2年9月末までです。

Q. 生活困窮者自立相談支援機関とは何ですか？貸付要件である支援とはどのようなことですか？

A. 宇和島市及び西予市については行政が運営し、その他の市町は社会福祉協議会が運営している生活相談窓口です。
貸付要件にある自立相談機関の支援とは、住宅、仕事、生活に関する助言等を継続的に行います。また、定期的に生活状況の確認のための面接や報告を求める場合があります。

Q. 生活困窮者自立相談支援機関の支援がないと貸付は受けられないのですか？

A. ご提出いただいた状況確認シート等で確認させていただき、貸付以外の例えば生活保護等の支援が適当と判断した場合は、貸付は受けられません。

Q. 「現在契約している総合支援資金の3月目の送金が、9月15日までの世帯」とはどういった方ですか？

A. 送金実績または予定が下記の方です。
・3回分の送金が、4月・5月・6月の方
・3回分の送金が、5月・6月・7月の方
・3回分の送金が、6月・7月・8月の方
・3回分の送金が、7月・8月・9月の方

Q. 市町社会福祉協議会への延長申込みには何が必要ですか？

A. 同封している延長貸付申請書、借用書(延長貸付)、状況確認シートのみです。

Q. 申請書類の提出先はどこですか？

A. お住いの市町の社会福祉協議会です。
住所等は、同封している「市町社会福祉協議会一覧」をご参照ください。
なお、松山市に住民票のある方は、郵送で「松山市社会福祉協議会」へ提出してください。

Q. 延長分の送金はいつになりますか？

A. 審査の上、延長が決定した場合、毎月15日です。
ただし、7月分から延長する方は、1回目の送金を申込書類が市町社会福祉協議会を經由し、愛媛県社会福祉協議会に届いた日から約1週間程度とします。
なお、電話等での具体的な送金日等のお問い合わせには一切対応しません。

Q. 延長の審査結果は教えてもらえますか？

A. 通知は行いませんので、決定した場合は通帳にて貸付金の振り込みを確認してください。
なお、不承認の場合は、お電話でお伝えしますが、不承認の理由はお伝えできません。

貸付延長に関する Q&A

Q. 前回借り入れた借用書と延長用の借用書は別となりますが、償還も別々になりますか？

A. 借用書は、前回分と延長分と2通に分かれますが、借用金額は合算されます。よって、償還も合算された金額を現在契約している償還期間で償還していただきます。
なお、償還開始月は、延長分の3月目の翌月11日から据置期間後(最大1年)に変更されます。

Q. 前は、状況報告書を毎月提出していましたが、延長分は必要ないのですか？

A. 状況報告書の提出は求めません。
ただし、生活困窮者自立相談支援機関の支援として提出を求める場合があります。

Q. 前回借入後に他都道府県・他市町村へ転居した場合に提出先や手続きはどのようになりますか？

A. 以下のとおりです。

【県外に転居した場合】

まずは、転居先市町村の社会福祉協議会にご相談ください。
延長貸付については、転居先にて「新規」としての申し込みになります。よって、延長貸付の申込書書類ではなく、前回提出した様式に再度ご記入いただき、住民票や本人確認書類の添付書類が必要になります。また、自立相談支援機関の支援決定を得る必要があります。

【県内の市町に転居した場合】

まずは、転居した市町の社会福祉協議会へご相談ください。
延長貸付申請書類等の提出先は、転居先の市町の社会福祉協議会となります。
その際に転居先の住民票を添付してください。